

消防法に違反している防火対象物について、次のとおり命令しましたので、消防法第17条の4第3項の規定により公告します。

令和5年1月27日

京都市南消防署長 藤本 雅一

防火対象物の所在地	防火対象物の名称	命令を受けた者の氏名	命令年月日	命令事項	根拠条項
京都市南区上鳥羽塔ノ森下河原1番地1他	有本機業株式会社 作業場兼倉庫棟	有本機業株式会社 代表取締役 有本匡克	令和5年1月23日	1 令和5年7月24日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 2 令和5年7月24日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 3 令和5年7月24日までに、屋外消火栓設備を設置すること。	消防法第17条の4第1項
京都市南区上鳥羽塔ノ森下河原22番地、22番地2	フォー・テン株式会社 作業場棟	フォー・テン株式会社 代表取締役 有本匡克	令和5年1月23日	令和5年5月23日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。	第17条の4第1項

(南消防署消防課)